

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年1月26日(2012.1.26)

【公表番号】特表2011-505097(P2011-505097A)

【公表日】平成23年2月17日(2011.2.17)

【年通号数】公開・登録公報2011-007

【出願番号】特願2010-535447(P2010-535447)

【国際特許分類】

H 04 M 3/51 (2006.01)

H 04 M 3/53 (2006.01)

【F I】

H 04 M 3/51

H 04 M 3/53

【手続補正書】

【提出日】平成23年11月28日(2011.11.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子コールセンターを備える通信ネットワーク、および、該通信ネットワーク上で、所望の地点にデータを送信したり、所望の地点からデータを受信したりする働きをする、通信機器であって、

該通信機器には、該通信機器と、前記電子コールセンターへの途上にある前記所望の地点と、の間で、データメッセージをルーティングする働きをする、ルーティング装置が備えられ、

前記電子コールセンターは、前記データメッセージのコピーを格納する働きをし、

前記電子コールセンターは、識別子を生成し、且つ、該識別子を、前記電子コールセンター経由で前記移動通信機器にルーティングされた、前記通信機器に着信する着信データメッセージに付与する働きをし、

前記識別子は、前記着信データメッセージが前記電子センター経由でルーティングされたことを示すものである

ことを特徴とする通信ネットワークおよび機器。

【請求項2】

請求項1に記載の通信ネットワークおよび機器であって、

前記ルーティング装置は、前記データメッセージが、必要に応じて前記通信機器のユーザまたは前記所望の地点に到達する前に、前記データメッセージを前記電子コールセンター経由でルーティングする働きをする

ことを特徴とする通信ネットワークおよび機器。

【請求項3】

請求項1または2に記載の通信ネットワークおよび機器であって、

前記通信機器は移動通信機器である

ことを特徴とする通信ネットワークおよび機器。

【請求項4】

請求項3に記載の通信ネットワークおよび機器であって、

前記ルーティング装置は、前記移動通信機器のユーザによる積極的介入が必要とならな

いように、前記移動通信機器の使用中に、データメッセージを自動的にルーティングする働きをする

ことを特徴とする通信ネットワークおよび機器。

【請求項 5】

請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載の通信ネットワークおよび機器であって、

前記ルーティング装置は、どのデータメッセージがルーティングされるかを、選択する働きをする

ことを特徴とする通信ネットワークおよび機器。

【請求項 6】

請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の通信ネットワークおよび機器であって、

前記通信機器がデータメッセージを送信している時に、前記ルーティング装置は、送信中の前記データメッセージを本来の宛先地点に帰着させ、且つ、前記電子コールセンターの、予め設定されたアクセスコードをダイヤルする働きをし、アクセス番号が正常にダイヤルされた場合、通信機器は電子コールセンターに接続される

ことを特徴とする通信ネットワークおよび機器。

【請求項 7】

請求項 6 に記載の通信ネットワークおよび機器であって、

最初の前記アクセスコードがダイヤルされた結果として、前記電子コールセンターからダイヤルトーンが万一受信されない場合、前記ルーティング装置は、前記電子コールセンターの代替アクセスコードをダイヤルする働きをする

ことを特徴とする通信ネットワークおよび機器。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の通信ネットワークおよび機器であって、

着信データメッセージが、前記識別子を万一含んでいない場合、前記ルーティング装置は、前記着信データメッセージを、前記電子コールセンター経由で逆ルーティングする働きをする

ことを特徴とする通信ネットワークおよび機器。

【請求項 9】

請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の通信ネットワークおよび機器であって、

前記データメッセージが、予め生成されたデータメッセージを含んでいる場合、前記ルーティング装置は、着信または送信される、前記予め生成されたデータメッセージのコピーを前記電子コールセンターに転送する働きをする

ことを特徴とする通信ネットワークおよび機器。

【請求項 10】

ネットワーク上で、所望の地点にデータを送信したり、所望の地点からデータを受信したりする働きをする、通信機器であって、

該通信機器には、該通信機器と、電子コールセンターへの途上にある前記所望の地点との間で、データメッセージをルーティングする働きをする、ルーティング装置が備えられ、

前記電子コールセンターは、前記データメッセージのコピーを格納する働きをし、

前記ルーティング装置は、電子コールセンターによって生成され、且つ、前記通信機器に着信する着信データメッセージに付与された識別子であって、前記着信データメッセージが電子コールセンターを経由してルーティングされたことを示す識別子、を処理する働きをし、

前記識別子は、前記着信データメッセージが前記電子コールセンター経由でルーティングされたことを示すものである

ことを特徴とする通信機器。

【請求項 11】

請求項 10 に記載の通信機器であって、

前記ルーティング装置は、前記データメッセージが、必要に応じて前記通信機器または

前記所望の地点に到達する前に、前記データメッセージを前記電子コールセンター経由でルーティングする働きをする

ことを特徴とする通信機器。

【請求項 1 2】

請求項 1 0 または 1 1 に記載の通信機器であって、

前記通信機器は移動通信機器である

ことを特徴とする通信機器。

【請求項 1 3】

請求項 1 2 に記載の通信機器であって、

前記ルーティング装置は、前記移動通信機器のユーザによる積極的介入が必要とならないように、前記移動通信機器の使用中に、データメッセージを自動的にルーティングする働きをする

ことを特徴とする通信機器。

【請求項 1 4】

請求項 1 0 ~ 1 3 のいずれか 1 項に記載の通信機器であって、

前記ルーティング装置は、どのデータメッセージがルーティングされるかを、選択する働きをする

ことを特徴とする通信機器。

【請求項 1 5】

請求項 1 0 ~ 1 4 のいずれか 1 項に記載の通信機器であって、

前記通信機器がデータメッセージを送信している時に、前記ルーティング装置は、送信中の前記データメッセージを本来の宛先地点に帰着させ、且つ、前記電子コールセンターの、予め設定されたアクセスコードをダイヤルする働きをする

ことを特徴とする通信機器。

【請求項 1 6】

請求項 1 5 に記載の通信機器であって、

最初の前記アクセスコードがダイヤルされた結果として、前記電子コールセンターからダイヤルトーンが万一受信されない場合、前記ルーティング装置は、前記電子コールセンターの代替アクセスコードをダイヤルする働きをする

ことを特徴とする通信機器。

【請求項 1 7】

請求項 1 0 ~ 1 6 のいずれか 1 項に記載の通信機器であって、

着信データメッセージが、該着信データメッセージが前記電子コールセンターまでルーティングされたことを示す、識別子を万一含んでいない場合、前記ルーティング装置は、前記着信データメッセージを、前記電子コールセンター経由で逆ルーティングする働きをする

ことを特徴とする通信機器。

【請求項 1 8】

請求項 1 0 ~ 1 7 のいずれか 1 項に記載の通信機器であって、

前記データメッセージが、予め生成されたデータメッセージを含んでいる場合、前記ルーティング装置は、着信または送信される、前記予め生成されたデータメッセージのコピーを前記電子コールセンターに転送する働きをする

ことを特徴とする通信機器。